

皆さまのハッピーリタイアメントを応援する

# Road to happy retirement

お金を賢く使い、生涯にわたり豊かに生活するための“お金”、“ライフプラン”に関する情報をお届けします。お金が貯まる習慣、知識を身につけ、より豊かな人生を送りましょう！ハッピーリタイアメントの実現を応援します！



## 今月のトピックス

- ① 就業不能保険について
- ② 岩本の独り言



いつもお世話になり、誠に有難うございます。

2018年もあっという間に1か月が過ぎました。良いスタートはきれいましたか？

大雪が降ったり、インフルエンザが猛威を振るったりと、

環境の不安ごとが連続していますが

どうぞ体調管理などお気をつけください。

さて、いよいよ平昌オリンピックが幕を開けますね。

平昌、日本よりめちゃくちゃ寒いですが、

日本の選手たち、がんばって欲しいです。

注目の選手は、、、

娘が最近、

「はにゅうくん」

と、連呼しているので



いつもたくさんのご紹介ありがとうございます。  
皆さんとのご縁はとて有り難く思います。日々の生活やお金に関する事で不安を感じている方がおられたら是非ご紹介ください。未来の自分、そして、家族のために賢いお金の使い方、ふやし方、守り方をアドバイスします。

フィギュアスケート男子の羽生結弦選手に期待したいと思います。

是非、金メダルにとって欲しいですね！

選手たちの頑張る姿からは本当に勇気をもらえます。

それでは今月も宜しくお祈りします。

**岩本 貴久**

追伸、  
皆さんとのご縁、ご紹介いただいたことに対するご縁はとて有り難く、大切にしたいと思っています。

私どもが最も役に立てること、それは、保険やライフプランについての正しい情報提供を行うこと。

それらを通じ、皆様、そして皆様の大切なお知り合いのお役に立てればと思います。

**東海FPセンター**

<http://www.tokai fp.com>

#### ◆貯金に関するご相談は…

#### 60歳または、65歳から掛け金の1.5倍の年金を受け取る方法

「1.5倍の年金の相談」と声をかけてください。  
(年金に限らず、中長期の貯金全般です。)

E-mail : [t-iwamoto@tokaifp.com](mailto:t-iwamoto@tokaifp.com)

URL : <http://www.tokaifp.com/jinenkin/>

岩本携帯 : 090-4082-7007

## 就業不能保険について

医療の発達、共働きや単身世帯の増加など社会環境の変化から、生きている間に病気やケガで働けなくなったときの保障に対する関心が高まっています。

退院してもすぐに会社や職場に復帰することができない、あるいは仕事を辞めざるを得ないような場合、大幅な収入の減少が予想されます。

従来の死亡保険や医療保険ではカバーできない「長期間働けなくなるリスク」に備える保険として近年注目されているのが「就業不能(保障)保険」です。

今回は「就業不能(保障)保険」の概要について。

### 就業不能(保障)保険の概要

就業不能(保障)保険(以下:就業不能保険)とは、被保険者が病気やケガを原因として働くことができなくなり、予め定められた免責期間(支払対象外期間)が経過すると、月額10万円や30万円など定額の給付金を支払う保険です。

給付金の額は契約時に加入者が選択できますが、年収に応じて上限が設けられています。

また、健康保険の傷病手当金が支給される間は、給付金の額を低く抑えるタイプの商品もあります。

就業不能保険の保険期間は保険会社や保険商品によってさまざまですが、60歳満期や65歳満期など、50歳~70歳満期で、なかには5年単位で設定できる保険商品もあります。

契約年齢は、おおむね20歳以上60歳以下などで、原則として安定した勤労所得がある人が対象となりますが、いわゆる専業主婦(夫)も加入できる商品もあります。

また、就業不能保険は主契約として単体で加入できるもののほか、死亡保険に特約として付加し、一定の就業不能状態を保障する保険商品もあります。

給付金の支払条件は、「就業不能状態になったとき」とされているのが一般的です。

いくつかの保険商品の就業不能状態の定義をみると、「病気やケガの治療を目的として、日本国内の病院または診療所に入院している状態のこと、または、病気やケガにより、日本の医師の指示を受けて日本国内の自宅等で在宅療養している状態のこと」となっています。

そして、在宅療養とは、簡単な炊事や衣類程度の洗濯、医療機関への通院などの行為に相当するものを除き、自宅等で治療に専念することと定義されています。

なお、梱包や検品などの軽労働または事務などの座業ができる場合は、在宅治療をしているとはいいません。

就業不能保険で注意しなければならないのは、免責期間(支払対象外期間)があるということです。

働けなくなったらすぐに給付金が支給されるのではなく、病気やケガで働くことができない期間が60日や180日を経過した後でないと給付金が支給されません。

なお、就業不能状態に該当したとしても、給付金の支払対象とはならないケースとしては、一般的には以下のようなものがあげられます。

- うつ病など精神疾患を原因とした就業不能状態
- むち打ち症や一種の腰痛など、本人が症状を訴えていても、その医学的根拠による裏付けが乏しい病気やケガを原因とする就業不能状態

➤ 自殺行為、犯罪行為、薬物依存、泥酔などを原因とする就業不能状態

ただし、うつ病や精神疾患を原因とした就業不能状態も給付金の支払対象とする保険商品もありますので、給付対象になるかどうかは契約前に確認する必要があります。

### 就業不能保険と他の類似の保険との違い

就業不能保険、収入保障保険、所得補償保険と名称が似ているので同じような保険だと思ってしまう人もいるかもしれません。

たしかに、所定の条件を満たせば、毎月一定額の給付金（保険金）支払われるという点では共通していますが、これらの保険は明確な違いがあります。

収入保障保険と就業不能保険・所得補償保険は、保険の目的によって区分できます。

収入保障保険は「原則として、被保険者が死亡した場合に、残された遺族の生活を支えるための保険（死亡保障）」であるのに対して、就業不能保険・所得補償保険は「被保険者が病気やケガで働けなくなった場合、その間の被保険者の収入減に備えるための保険（生存保障）」という違いがあります。

保険金の支払い要件は、収入保障保険は被保険者の死亡であり、就業不能保険・所得補償保険は被保険者生存中の就業不能により支給されます。

就業不能保険と所得補償保険は、収入・所得の減少を補うことを目的としている点では同じですが、保険期間や免責期間（支払対象外期間）、給付金の支払期間などで大きな違いがあります。

所得補償保険は、傷害保険のバリエーションの一つとして従来からある保険で、主に損害保険会社に取り扱っています。

ケガだけでなく病気で就業不能状態になった場合でも給付金が支給されるのが特長です。

保険期間は1年更新が主流で長くても5年（一定年齢まで更新可能）です。

免責期間（支払対象外期間）は4～7日程度と短く、就業不能保険に比べ早く給付金が受け取れますが、給付金の支払期間は1～3年程度でそれ以降は支払われません。

それに対して就業不能保険は主に生命保険会社に取り扱っている保険で、60日や180日などの免責期間（支払対象外期間）がありますが、保険期間は契約時から満了年齢（50～70歳）まで、給付金の支払期間は最長で保険期間満了時までとなっています。

就業不能保険は、就業不能状態になったときの給付金の継続支払期間が、所得補償保険に比べて圧倒的に長期にわたるところが大きな違いです。

医療保険は、病気やケガを治療するための入院を給付金の支払対象としますが、1入院および通算の給付金支払い日数に上限を設けており、上限日数を超えて入院した場合の費用は、自己負担となります。

また、在宅療養について給付金が支払われることもありません。

この場合、療養により仕事ができないことによる収入減少と、治療費の支払いという二重の経費が必要となります。

このような状況に備えることできるのが就業不能保険の特長です。

会社員などが加入する健康保険には、病気やケガで働くことができなくなって給料が支払われない場合、所得補償を目的とした傷病手当金の制度があります。

傷病手当金は連続した3日間の休業後、4日目の休業日から支給されるため、比較的早い段階で給付を受けることができます。

しかし、傷病手当金の給付は最長で1年6ヵ月と限度があり、また、個人事業主などが加入する国民健

康保険には、傷病手当金の制度が設けられていません。

就業不能保険は、就業不能状態になってから60日や180日などの免責期間（支払対象外期間）があるものの、給付金の支給期間が保険期間満期時までとなっているので、健康保険の傷病手当金に比べて長期間の保障を受けることができます。

就業不能保険を従来からある所得補償保険と比べると、免責期間（支払対象外期間）の違いはありますが、就業不能保険は所得補償保険よりも長期間の保障が受けられるという特長があります。

所得補償保険では、1～2年程度の就業不能状態をカバーすることはできますが、長期の療養が必要な場合や、仕事を辞めなければならない場合のリスクには備えられません。

その点で、就労不能保険の場合は60歳や70歳などの設定した年齢まで給付金を受け取ることができるので、長期の治療や収入減少に備えることができます。

## 注意点

就業不能保険は掛け捨てタイプの定期保険ですが、その保険料は、保険期間や給付金の支払期間が長いほど、給付金の月額が高いほど、高くなります。

他の条件が同じであれば、免責期間（支払対象外期間）60日と180日では当然180日の方が保険料は安くなります。

なお、就業不能状態になって給付金の支給を受けている場合でも、保険料の支払いが免除されず、継続して保険料を支払い続ける商品もあるので確認が必要です。

就業不能保険は、従来の保険商品ではカバーできない部分のリスクに備える保険として注目を集めていますが、保険会社や保険商品によって保障内容や給付金の支払条件などかなりの違いがあります。

検討にあたっては、専門家に相談し、自分自身に最も適したものを選ぶようにしましょう。

## 岩本の独り言

なんと、二男と二人でサッカーの早朝練習をすることになってしまいました。

「上手になりたいんだったら朝練をやるか?」と、半分冗談のつもりで言ったのですが

思いのほかやる気になってしまったようです。

まだ週に一日ですが、朝6時に起きて近所の公園で朝練です。

6時、まだ暗いです。

そして当然ですがものすごく寒いです。

朝寝坊の二男が、月曜日の朝練の日だけはパッと目が覚めるから本当に不思議です。

私のダイエット効果にもつながり一石二鳥です。



電話：052（565）6510

FAX：052（565）6520

Eメール：[t-iwamoto@hoken24.com](mailto:t-iwamoto@hoken24.com)

有限会社東海FPセンター（担当：岩本貴久）

名古屋市中村区名駅南1-17-10 スパワ05ビル2F

